

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年7月19日(2012.7.19)

【公表番号】特表2011-526100(P2011-526100A)

【公表日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【年通号数】公開・登録公報2011-039

【出願番号】特願2011-512596(P2011-512596)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

H 04 H 60/46 (2008.01)

H 04 H 60/66 (2008.01)

H 04 H 60/82 (2008.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

H 04 N 7/173 6 3 0

H 04 H 60/46

H 04 H 60/66

H 04 H 60/82

【手続補正書】

【提出日】平成24年6月1日(2012.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

選択された第1のTVプログラムまたはチャンネルの表示に関連して、選択された第1のTV広告を提示するための自動配列を含む自動式コンピュータ実装方法であって、

(a) 前記選択された第1のTVプログラムまたはチャンネルは、前記第1のTVプログラムまたはチャンネルに対する第1のユーザの好みを示す、第1のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて選択され、

(b) 前記第1のTV広告は、前記選択された第1のTVプログラムまたはチャンネルに関係しない、前記第1のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて選択され、

(c) 前記選択された第1のTV広告及び前記選択された第1のTVプログラムまたはチャンネルは、前記第1のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第1のセットトップボックスの識別情報を有する第1のセットトップボックスを介して提示されることを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項2】

(a) 第1のTVプログラムまたはチャンネルに対する第1のユーザの好みを示す、第1のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて、前記選択された第1のTVプログラムまたはチャンネルを選択し、

(b) 前記選択された第1のTVプログラムまたはチャンネルに関係しない、前記第1のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて、前記第1のTV広告を選択し、

(c) 前記第1のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第1のセットトップボックスの識別情報を有する第1のセットトップボックスを介して、前記選択された第1

のＴＶプログラムまたはチャンネルの表示に関連して、前記選択された第1のＴＶ広告を提示すための指令を手配しあつ伝送する、各工程を自動的に行うことを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項3】

- (a) 第1のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて選択される、第1のＴＶ広告の選択表示を受入れ、
- (b) 前記第1のＴＶプログラムまたはチャンネルのための第1のユーザの好み示し、かつ前記選択された第1のＴＶ広告に関係しない、前記第1のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて、前記第1のＴＶプログラムまたはチャンネルを選択し、
- (c) 前記第1のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第1のセットトップボックスの識別情報を有する第1のセットトップボックスを介して、前記選択された第1のＴＶプログラムまたはチャンネルの表示に関連して、前記選択された第1のＴＶ広告を提示すための指令を手配しあつ伝送する、各工程を自動的に行うことを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項4】

- (a) 第1のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて選択される、第1のＴＶ広告の選択表示を受入れ、前記情報は、第1のＴＶプログラムまたはチャンネルに対する第1のユーザの好みを示しており、
- (b) 前記選択された第1のＴＶプログラムまたはチャンネルに関係しない、前記第1のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて、前記第1のＴＶ広告を選択し、
- (c) 前記第1のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第1のセットトップボックスの識別情報を有する第1のセットトップボックスを介して、前記選択された第1のＴＶプログラムまたはチャンネルの表示に関連して、前記選択された第1のＴＶ広告を提示すための指令を手配しあつ伝送する、各工程を自動的に行うことを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項5】

- (a) 第1のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて選択される、第1のＴＶプログラムまたはチャンネルの選択表示を受入れ、前記情報は、第1のＴＶプログラムまたはチャンネルに対する第1のユーザの好みを示しており、
- (b) 前記選択された第1のＴＶプログラムまたはチャンネルに関係しない、前記第1のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて、前記第1のＴＶ広告を選択表示を受入れ、
- (c) 前記第1のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第1のセットトップボックスの識別情報を有する第1のセットトップボックスを介して、前記選択された第1のＴＶプログラムまたはチャンネルの表示に関連して、前記選択された第1のＴＶ広告を提示すための指令を手配しあつ伝送する、各工程を自動的に行うことを特徴とするコンピュータ実装方法。

【請求項6】

- さらに、選択された第2のＴＶプログラムまたはチャンネルの表示に関連して、選択された第2のＴＶ広告を提示するための自動配列を含み、
- (d) 前記選択された第2のＴＶプログラムまたはチャンネルは、前記第2のＴＶプログラムまたはチャンネルに対する第2のユーザの好みを示す、第2のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて選択され、
 - (e) 前記第2のＴＶ広告は、前記選択された第2のＴＶプログラムまたはチャンネルに関係しない、前記第2のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて選択され、
 - (f) 前記選択された第2のＴＶ広告及び前記選択された第2のＴＶプログラムまたはチャンネルは、前記第2のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第2のセッ

トトップボックスの識別情報を有する第2のセットトップボックスを介して提示され、
(g) (i) 前記第1、第2のTV広告の一方が、前記第1のオンラインユーザプロファイルと第2のオンラインユーザプロファイルとの間の相違によるセットトップボックスを介して提示するために選択され、

(ii) 前記第1、第2のTV広告の一方が、前記第1のオンラインユーザプロファイルと前記第2のオンラインユーザプロファイルとの間の相違による前記選択されたTVプログラムまたはチャンネルに関連して提示するために選択されることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項7】

さらに自動的に、

(d) 第2のTVプログラムまたはチャンネルに対する第2のユーザ好みを示す、第2のオンラインユーザプロファイルからの情報の少なくとも一部に基づいて前記選択された第2のTVプログラムまたはチャンネルを選択し、

(e) 前記選択された第2のTVプログラムまたはチャンネルに関係しない、前記第2のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報の少なくとも一部に基づいて前記第2のTV広告を選択し、

(f) 前記第2のオンラインユーザプロファイルに関連する、対応する第2のセットトップボックスの識別情報を有する第2のセットトップボックスを介して、前記選択された第2のTVプログラムまたはチャンネルの提示に関連して、前記選択された第2のTV広告を提示すための指令を手配しましたは伝送し、

(g) (i) 前記第1、第2のTV広告の一方が、前記第1のオンラインユーザプロファイルと第2のオンラインユーザプロファイルとの間の相違によるセットトップボックスを介して提示するために選択され、

(ii) 前記第1、第2のTV広告の一方が、前記第1のオンラインユーザプロファイルと前記第2のオンラインユーザプロファイルとの間の相違による前記選択されたTVプログラムまたはチャンネルに関連して提示するために選択されることを特徴とする請求項2記載の方法。

【請求項8】

第1のオンラインユーザプロファイルは、前記選択された第1のプログラムに対する好みを明確に示すこと、または、前記選択された第1のTVプログラムに対する好みを暗黙に示すことを含むことを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載の方法。

【請求項9】

前記第1のTV広告を選択するのに用いる前記第1のオンラインユーザプロファイルからの付加的な情報は、ユーザに関する人口統計学の情報、および／または、ユーザに関する公表された情報を含んでいることを特徴とする請求項1～8のいずれかに記載の方法。

【請求項10】

前記第1のオンラインユーザプロファイル及び前記第1のセットトップボックス識別情報は、共通のオンラインアクセス識別情報にそれぞれ関連付けられ、および／または、前記ユーザに関する個人的に識別可能な情報を用いることなく関連付けられていることを特徴とする請求項1～9のいずれかに記載の方法。

【請求項11】

前記オンラインアクセス識別情報及び前記第1のセットトップボックス識別情報は、前記第1のオンラインユーザプロファイル内に含まれまたは参照されるオンラインアクセスエス識別情報によって関連付けられ、および／または、前記オンラインアクセス識別情報及び前記第1のセットトップボックス識別情報は、データベース内に関連付けられ、および／または、前記オンラインアクセス識別情報及び前記第1のセットトップボックス識別情報は、共通のローカルエリアネットワークに接続されている前記オンラインアクセス識別情報及び前記第1のセットトップボックスに対応するオンラインアクセステバイスによって関連付けられていることを特徴とする請求項1～10のいずれかに記載の方法。

【請求項12】

前記選択された第1のTV広告は、前記選択された第1のTVプログラムの放送による表示に関連して提示され、または、前記選択された第1のTVプログラムの遅延した表示に関連して提示されることを特徴とする請求項1～11のいずれかに記載の方法。

【請求項13】

前記選択された第1のTV広告は、前記選択された第1のTVプログラムに空間的に結合または一時的に交互に重なり、および／または、前記選択された第1のTVプログラムの表示の直前または直後に提示されることを特徴とする請求項1～12のいずれかに記載の方法。

【請求項14】

請求項1～13のいずれかの方法を実行するために構成されかつ接続された少なくとも1つのコンピュータ、またはコンピュータで読み取り可能な指令をエンコードする有形的表現媒体を構成する物品を含むシステムであって、

少なくとも1つのコンピュータに前記指令が与えられたとき、前記請求項1～13のいずれかの方法を実行するために、前記少なくとも1つのコンピュータに指示することを特徴とするシステム。